

各位

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

記

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (12) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引取人の買取引受による株式売出しの件

- | | | | |
|-----|------------|---------------------------------------|-------------|
| (1) | 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 1,203,800 株 |
| (2) | 売出人及び売出株式数 | 東京都港区
長谷川 智一 | 797,400 株 |
| | | 東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
and factory 株式会社 | 181,900 株 |
| | | 東京都港区
田谷野 貴正 | 125,000 株 |
| | | 東京都港区北青山一丁目3番3号
株式会社L.V.R | 52,600 株 |
| | | 東京都渋谷区桜丘町1番2号
株式会社Amazia | 46,900 株 |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、株式会社SBI証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一とする。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

.....
 ・ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
 ・.....

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 345,500 株 (上限)
- (2) 売 出 人 売出人 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
株式会社 S B I 証券
売出株式数 当社普通株式 345,500 株 (上限)
(オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示した
ものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合がある。なお、売出
株式数は、需要状況を勘案した上で、2026 年 9 月 9 日に決定される。)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定 (上記 1. における発行価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記 1. における受渡期日と同一とする。
- (8) その他本オーバーアロットメントによる株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任す
る。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. において定める公
募による募集株式発行が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる株式売出しも中止される。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの件

- (1) 募 集 株 式 数 当社普通株式 1,100,000 株
- (2) 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 1,203,800 株
② オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 345,500 株 (上限)
- (3) 需 要 の 申 告 期 間 2026 年 9 月 2 日 (水曜日) から
2026 年 9 月 8 日 (火曜日) まで
- (4) 価 格 決 定 日 2026 年 9 月 9 日 (水曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における
需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (5) 申 込 期 間 2026 年 9 月 10 日 (木曜日) から
2026 年 9 月 15 日 (火曜日) まで
- (6) 受 渡 期 日 2026 年 9 月 17 日 (木曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、
投資家の需要状況等を勘案し、株式会社 S B I 証券が 345,500 株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂
正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....

オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である長谷川智一（以下、「貸株人」という。）より借入れる株式であります。

これに関連して、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、2026年10月15日を行使期限として当社から付与される予定であります。株式会社SBI証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還いたします。

株式会社SBI証券は、上場日（2026年9月17日）から2026年10月15日までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、株式会社SBI証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式数について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	6,207,450 株
公募増資による増加株式数	1,100,000 株
公募増資後の発行済株式総数	7,307,450 株

3. 調達資金の使途

当社は、当社の主力サービスである「SKYFLAG」を通じて、広告利用等に応じてユーザーに報酬を付与するリワード広告を提携メディアに配信し、広告主のユーザー獲得及びメディアの収益化を支援するリワードマーケティングプラットフォーム事業を展開しております。差引手取概算額1,506,000千円については、同事業の海外展開に係る事業拡大資金に充当する予定であります。

当社は、日本国内での事業展開を通じて培った知見やノウハウを基盤として、2025年9月期より韓国市場への進出を果たしており、2027年9月期以降は米国及び欧州を中心としたグローバル市場への進出を計画しております。

これらグローバル市場におけるリワードマーケティングプラットフォーム事業の拡大は、当社の中長期的な売上成長及び企業価値向上を牽引する重要な戦略の一つであり、グローバル市場における確固たる地位の確立を目指す方針であります。

未開拓の市場において事業を早期に軌道に乗せるためには、海外事業を牽引する優秀な人材の獲得が重要であると認識しております。また、現地での認知度を高め、自社サービスの円滑な導入支援等を通じて初期顧客を確実に獲得し、取引を拡大していくことが不可欠であります。

そのため、調達する資金については、現地体制を強固にするための人材関連費用、顧客獲得を推進するための広告宣伝費及び販売促進費、並びにこれらを支える現地拠点のオフィス賃料その他の運転資金に充当する予定であります。

具体的には、以下の費用に充当することを想定しております。

1 人材関連費用

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....

米国及び欧州を中心とした海外展開に必要な現地人員の採用、給与、法定福利費及び教育研修等に係る費用として、1,195,000千円（2027年9月期：339,000千円、2028年9月期：856,000千円）を充当する予定であります。

2 広告宣伝費・販売促進費

米国及び欧州における広告主及びメディア主に対する認知度向上、メディアへの導入支援等に係る費用として、168,000千円（2027年9月期：60,000千円、2028年9月期：108,000千円）を充当する予定であります。

3 オフィス賃料及びその他の運転資金

米国を中心とした欧米諸国における拠点の開設及び運営に係るオフィス賃料、通信費、外部専門家費用、業務委託費、渡航費その他の運転資金として、143,000千円（2027年9月期：56,000千円、2028年9月期：87,000千円）を充当する予定であります。

上記調達資金については、海外事業展開当初は当社から拠出される予定ですが、事業の進捗状況に応じて新設予定の海外子会社への投融資を通じて拠出される予定です。なお、上述した各々の時期までに充当できなかった場合や、未充当額が生じた場合は、システム開発・システム基盤整備費用並びに事業拡大に伴う管理体制強化及び組織体制強化に係る人件費その他関連費用、借入金の返済資金に充当する予定です。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で適切に管理していく方針であります。

4. 株主への利益配分

(1)利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元と、将来の事業拡大並びに健全な財務体質の維持及び強化に必要な内部留保とのバランスを考慮しつつ、各事業年度の経営成績及び財政状態を総合的に勘案して利益還元を実施することを基本方針としております。他方、当社は成長過程にあり、更なる成長のための事業拡大に向けた投資を優先することが株主価値の最大化につながると考えているため、現時点では内部留保の充実を優先し、配当は実施しておりません。

(2)内部留保金の使途

内部留保金につきましては、将来の事業展開及び経営体質の強化のための財源として利用していく予定であります。

(3)今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後の配当開始時期については未定ですが、配当を実施する場合には、業績を勘案のうえ、剰余金の配当を行う方針であります。

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	52.10円	△18.87円	71.95円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	23.53%	△8.00%	27.41%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。
4. 当社は、2023年9月期については「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく、ESネクスト有限責任監査法人の監査を受けておりません。

5. ロックアップについて

募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である長谷川智一、売出人である田谷野貴正、株式会社L.V.R. and factory 株式会社、株式会社Amazia、当社新株予約権者である当社従業員3名、江口慎一及びTheSwampman 株式会社は、株式会社SBI証券に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2027年3月15日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式(当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。)の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を株式会社SBI証券が取得すること、当社普通株式が株式会社東京証券取引所及び日本証券金融株式会社から貸借銘柄への選定を受けるに際して行う当社普通株式の貸付け等は除く。)を行わない旨確約しております。

加えて、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中は株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権又は譲渡制限付株式報酬(ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものに限る)に係る発行等を除く。)を行わない旨確約しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

.....
 ●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
 ●.....

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....